

◎写真の目安

○地震・風害

被害の対象となる部分：基礎・外壁・屋根・内壁・天井・床・設備・建具

- ・外壁の一部に亀裂が生じている



- ・屋根瓦等の一部がずれ、破損を生じている



- ・天井の一部にわずかな隙間が生じている



- ・床と壁の間にわずかな隙間が生じている



○水害

被害の対象となる部分：床下浸水（浸水部下の最も浅い場所で測定）

- ・基礎部分の浸水痕



浸水高さを示す痕跡

【参照】内閣府 防災情報のページ災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料(損傷程度の例示)(令和3年5月)